

●令和6年度分個人住民税賦課情報から令和6年分推計所得税額を算出する式

No	データ標準 レイアウト 項目No	項目	R6年度個人住民税 課税情報	所得税算定 のための変換式	R5所得税額 算出情報	考え方
1	■合計所得金額の計算					
2	6	総所得金額		=	0	所得税と同額
3	55	上場株式等配当等所得額（申告分離）		=	0	所得税と同額
4	—	短期譲渡所得	0	=	0	所得税と同額
5	47	短期一般所得額（特別控除前）				
6	48	特別控除額（短期一般所得）				
7	49	短期軽減所得額（特別控除前）				
8	50	特別控除額（短期軽減所得）				
9	—	長期譲渡所得	0	=	0	所得税と同額
10	40	長期一般所得額（特別控除前）				
11	41	特別控除額（長期一般所得）				
12	42	長期特定所得額				
13	43	長期軽減所得額（特別控除前）				
14	44	特別控除額（長期軽減所得）				
15	53	一般株式等譲渡所得額		=	0	所得税と同額
16	54	上場株式等譲渡所得額		=	0	所得税と同額
17	56	先物取引雑所得額（申告分離）		=	0	所得税と同額
18	34	山林所得金額		=	0	所得税と同額
19	35	退職所得金額		=	0	地方税法第50条の2、第328条の規定に基づき課税する退職所得（分離課税されるもの）は除く。
20	—	合計所得金額			0	・No.2-4,9,15-19までの合計 ・条約・特例適用の利子・配当等の額は考慮しない
21	63	純損失繰越控除額		=	0	
22	69	雑損失繰越控除額		=	0	
23	64	居住用財産譲渡損失繰越控除額		=	0	
24	65	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額		=	0	
25	66	上場株式等譲渡損失繰越控除額		=	0	
26	67	特定株式等譲渡損失繰越控除額		=	0	
27	68	先物取引差金等決済損失繰越控除額		=	0	
28	—	一般株式等譲渡所得額（繰越控除後）			0	繰越控除はできないので、No.15の数値のまま
29	—	上場株式等配当等所得額（申告分離）（繰越控除後）			0	・No.3からNo.25,26を除く。 ・No.3<No.25,26なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
30	—	控除しきれない額			0	
31	—	上場株式等譲渡所得額（繰越控除後）			0	・No.16からNo.30を除く。 ・No.16<No.30なら、この欄の数値は「0」とする。
32	—	先物取引雑所得額（申告分離）（繰越控除後）			0	・No.17からNo.27を除く。 ・No.17<No.27なら、この欄の数値は「0」とする。
33	—	長期譲渡所得（繰越控除後）			0	・No.9からNo.23,24を除く。 ・No.9<No.23,24なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
34	—	控除しきれない額			0	
35	—	短期譲渡所得（繰越控除後）			0	・No.4からNo.34を除く。 ・No.4<No.34なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
36	—	控除しきれない額			0	
37	—	総所得金額（繰越控除後）			0	・No.2からNo.21,22,36を除く。 ・No.2<No.21,22,36なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
38	—	控除しきれない額			0	
39	—	山林所得金額（繰越控除後）			0	・No.18からNo.38を除く。 ・No.18<No.38なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
40	—	控除しきれない額			0	
41	—	退職所得金額（繰越控除後）			0	・No.19からNo.40を除く。 ・No.19<No.40なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
42	—	控除しきれない額			0	
43	■所得控除額の計算					
44	70	雑損控除額		=	0	所得税と同額
45	71	医療費控除額		=	0	所得税と同額

46	72	小規模共済等掛金控除額		=	0	所得税と同額
47	73	社会保険料控除額		=	0	所得税と同額
48	74	生命保険料控除額		× 4/2.8	0	所得税の契約ごとの控除限度額は4万円、住民税の控除限度額は2.8万円なので、住民税における控除額×4/2.8とみなす。 (全体の控除限度額は所:住=12:7であるが、保険契約の状況は人それぞれであり、全体の控除限度額に到達している者はそれほど多くないものと仮定して、保険契約ごとの控除限度額の比で算出)
49	75	地震保険料控除額		× 10/5	0	所得税の控除限度額は5万円、住民税の控除限度額は2.5万円なので、住民税における控除額×10/5とみなす。
50	76	配偶者特別控除				本人の合計所得と住民税の配偶者特別控除から所得税の配偶者特別控除を算出。
51	—	合計所得金額900万円以下の場合			0	合計所得金額900万円以下 ①住民税の控除額が33万円→38万円 上記以外→同額
52	—	合計所得金額900万円超 950万円以下の場合			0	②住民税の控除額が22万円→26万円 上記以外→同額
53	—	合計所得金額950万円超 1,000万円以下の場合			0	②住民税の控除額が11万円→13万円 上記以外→同額
54	77	配偶者控除等				
55	—	1: 一般の控除対象配偶者の場合		+ 380,000	0	No.54の数値とNo.20に基づき、所得税における控除額を算出。
56	—	2: 老人控除対象配偶者の場合		+ 480,000	0	No.54の数値とNo.20に基づき、所得税における控除額を算出。
57	—	3: 控除対象配偶者を除く 同一生計配偶者の場合		0	0	No.54の回答に基づき、所得税における控除額を算出。
58	80	一般扶養控除者数		× 380,000	0	所得税の控除額を乗じる
59	81	特定扶養控除者数		× 630,000	0	所得税の控除額を乗じる
60	82	老人扶養控除者数		× 480,000	0	所得税の控除額を乗じる
61	83	同居老人扶養控除者数		× 100,000	0	所得税の控除額(加算額)を乗じる。 (No.60の内数)
62	87	普通障害者数		× 270,000	0	所得税の控除額を乗じる
63	88	特別障害者数		× 400,000	0	所得税の控除額を乗じる
64	89	同居特別障害者数		× 350,000	0	所得税の控除額(加算額)を乗じる (No.64の内数)
65	92	(本人) 障害者控除額				
66	—	1: 特別障害の場合		+ 400,000	0	No.65の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
67	—	2: 原爆障害の場合		+ 400,000	0	No.65の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
68	—	3: 普通障害の場合		+ 270,000	0	No.65の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
69	93	控除対象寡婦・ひとり親				
70	—	1: 寡婦の場合		+ 270,000	0	No.69の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
71	—	2: ひとり親の場合		+ 350,000	0	No.69の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
72	94	控除対象勤労学生				
73	—	1: 勤労学生の場合		+ 270,000	0	No.72の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
74	—	基礎控除額			0	No.20の合計所得金額に基づき、控除額を算出
75	—	所得控除額合計			0	
76	■ 課税合計所得金額の計算					
77	—	課税 総所得金額		1,000円未満切捨	0	・No.37からNo.75を除く。 ・No.37<No.75なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
78	—	控除しきれない額			0	
79	—	課税 上場株式等配当等所得額(申告分離)		1,000円未満切捨	0	・No.29からNo.78を除く。 ・No.29<No.78なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
80	—	控除しきれなかった額			0	
81	—	課税 短期譲渡所得		1,000円未満切捨	0	・No.35からNo.80を除く。 ・No.35<No.80なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
82	—	控除しきれなかった額			0	
83	—	課税 長期譲渡所得		1,000円未満切捨	0	・No.33からNo.82を除く。 ・No.33<No.82なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
84	—	控除しきれなかった額			0	
85	—	課税 一般株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.28からNo.84を除く。 ・No.28<No.84なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
86	—	控除しきれなかった額			0	
87	—	課税 上場株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.31からNo.86を除く。 ・No.31<No.86なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
88	—				0	
89	—	課税 先物取引雑所得額(申告分離)		1,000円未満切捨	0	・No.32からNo.88を除く。 ・No.32<No.88なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
90	—				0	

91	—	課税 山林所得金額		1,000円未満切捨		0	・No.39からNo.90を除く。 ・No.39<No.90なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
92	—					0	
93	—	課税 退職所得金額		1,000円未満切捨		0	・No.41からNo.92を除く。 ・No.41<No.92なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ
94	—	課税 総所得金額+退職所得金額(総合課税分)				0	No.77,93の合計額
95	—	課税 山林所得金額(総合課税分・5分5乗方式)				0	No.91を5分5乗方式に修正(課税山林所得金額÷5)
96		課税 分離譲渡所得(10%分)				0	NO.83のうち10%課税分(軽課(特別控除後)と特定の合計(NO.12+13-14)と課税長期譲渡所得(NO.83)の小さい方とする。) ※追加:本来は2000万以下、6000万以下の税率は低いが、算出方法の簡素化のため、軽課と特定は一律10%計算で見込む。
97	—	課税 分離譲渡所得(15%分)				0	No.79,81のうち15%分(軽課(特別控除後)(NO.7-8)と課税短期譲渡所得(NO.81)の小さい方とする。)),83(うち10%分除く),85,87,89の合計額
98	—	課税 分離譲渡所得(30%分)				0	No.81のうち15%分除く
99	■所得税額計算						
100	—	R 5 所得税額 (総所得金額+退職所得金額分)		100円未満切捨		0	
101	—	R 5 所得税額 (山林所得金額(総合課税分・5分5乗方式))		100円未満切捨		0	
102	—	R 5 所得税額 (分離譲渡所得(10%分))		100円未満切捨		0	
103	—	R 5 所得税額 (分離譲渡所得(15%分))		100円未満切捨		0	
104	—	R 5 所得税額 (分離譲渡所得(30%分))		100円未満切捨		0	
105	26	配当控除額		×0.1		0	「26 配当所得額(総合)」の10%で算出。
106	103	「市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額」	0				
107	—	令和5年分所得税額				0	・No.100~104の合計から、No.105を除いたものただし、No.106が1以上であれば「0」とする。 ・復興特別所得税(所得税額×1.021)は含まない。